

# 令和 8 年度盛岡市通所型短期集中予防サービス(リエイブルメントプログラム) 業務委託(単価契約)仕様書(案)

## 1 事業目的

盛岡市における介護予防・日常生活支援総合事業において、疾病等で身体機能等が低下し日々の生活に不安を抱えた高齢者に対し、リハビリテーション専門職等が短期・集中的に関わることで生活の不安等を解消できるよう支援する。

また、自己管理能力を引き上げる支援を実施することで、高齢者が自らの力によって住み慣れた地域で自分らしい生活をできる限り長く続けられる状態を目指す。

## 2 業務名

令和 8 年度盛岡市通所型短期集中予防サービス(リエイブルメントプログラム)業務委託(単価契約)

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで。なお、事業開始時期は市と協議の上決定する。

## 4 対象者

次のいずれかに該当する被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 1 項に規定する者をいう。)とする。

- (1) 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 197 号)に掲げる様式第 1(以下「基本チェックリスト」という。)の記入内容が同基準様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当した者(事業対象者)
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 32 条に規定する要支援認定を受けている者

## 5 基本方針

本業務委託は、利用者の一時的な運動機能の向上等だけを目的とするものではなく、サービス終了後においても、自宅において心身機能の改善等が維持・継続できるよう、利用者との面談を通じて次の各号の実現に向けて取り組むものとする。

- (1) セルフマネジメントの習慣を身につけることにより心身状態の低下を防止し、いつ

までも健康でいきいきとした暮らしを続けられること。

(2) アセスメントで明らかになった生活の不安の原因を解消すること。

(3) サービス終了後の地域資源への移行を支援するなど、社会参加を促進すること。

## 6 業務内容

受注者が行う本事業の業務内容は次のとおりとする。

なお、令和8年度から新規に事業を実施する場合は、契約締結後に別途市が指定する研修を受講すること。

### (1) 実施計画の作成及び利用者への説明等

ア 地域包括支援センター担当職員が作成した介護予防サービス計画及び訪問アセスメント結果に基づき、盛岡市通所型短期集中予防サービス（リエイブルメントプログラム）実施計画書（様式第12号）を作成する。

イ 作成した同計画書を用いて利用者に対しサービス実施計画の説明を行い、利用者からサービス実施に係る同意を得る。

なお、利用者との間にサービス実施に係る契約を締結すること。

ウ 利用者から同意を取得した同計画書を、市及び利用者を担当している地域包括支援センターに提出する。

### (2) サービスの実施

ア 次の中から利用者の心身の状況や個人因子及び環境因子に応じ複数のプログラムを組み合わせ、利用者にあった個別プログラムを作成し、本事業に係るサービスを実施する。

ただし、次の(エ)に掲げる運動機能向上プログラムの提供にあたっては、単にスポーツ活動を行うものではなく、利用者が特殊な運動器具等を用いずに、自宅で継続して取り組むことができるように、ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動及び機能的運動等を組み合わせた内容とすることとする。

また、併せて利用者のセルフマネジメントシート（様式第13号）への記入の支援も行うこと。

なお、サービスの実施においては第5項に記載された本事業の基本方針に十分留意して実施すること。また、サービス実施期間中における利用者の状況等については、利用者を担当する地域包括支援センターへ適宜情報共有を行うこと。

(7) 社会参加プログラム

(4) IADL プログラム

- (ウ) 介護予防教育プログラム
- (エ) 運動機能向上プログラム
- (オ) 口腔機能向上、栄養改善プログラム
- (カ) 生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する助言
- (キ) その他、リハビリテーションに資する運動等

#### イ 従事者

本事業の業務に従事できる者は理学療法士又は作業療法士の資格を有する者であり、かつ、本事業の業務を実施できると見込まれる経験及び専門的知識を有する者とする。

また、(オ)の口腔機能向上、栄養改善プログラムを実施する際には、必要に応じて言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員（看護師又は准看護師）、管理栄養士等が従事することができる。

#### ウ 提供回数、提供頻度等

本サービスは、概ね1週間に1回の頻度で実施し、1回当たりの提供時間は利用者1人当たり最大90分程度とする。

なお、本サービスの実施回数は利用者1人当たり最大12回までとし、提供期間は概ね3箇月とする。

#### エ 実施場所

本サービスの実施場所は、受注者において準備し、あらかじめ市に届け出ること。

なお、受注者の都合により提供場所の確保ができない場合は、事業開始前に市と協議した上で提供場所を決定する。

#### オ 利用者負担

利用者が負担する利用料は無料とする。ただし、発注者と事前に協議した上で食糧費や教材等の実費は徴収できるものとする。

### (3) 評価測定の実施

初回及び第11回のサービス実施時に次の評価測定を実施すること。ただし、利用者の心身の状態等により当該評価測定の実施が困難な場合は、この限りではない。

- ア 身体機能（握力、開眼片足立ち、CS-30（30-second chair stand test）、TUG（Timed up&go test））
- イ 精神機能（フェイススケール、老年期うつ病評価尺度）
- ウ 生活機能（老研式活動能力指標、FAI（Frenchay Activities Index））
- エ その他、利用者の状況に応じて必要な評価等

#### (4) サービス担当者会議への参加

必要に応じてサービス担当者会議へ参加し利用者の基本情報や留意点について適宜確認するとともに、利用者を担当する地域包括支援センターと情報共有を行うこと。

### 7 現場責任者及び従事者の届出

本事業に係る現場責任者及び従事者を定めた上で、事業開始前に市に届け出ること。  
なお、内容に変更が生じた場合には、速やかに市に届け出ること。

### 8 事業の休止又は廃止の届出について

- (1) 事業を休止又は廃止しようとするときは、その1月前までに市に届け出ること。
- (2) 前項に係る届出をしたときは、当該申請の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の休止又は廃止の日以後において引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続されるよう利用者を担当する地域包括支援センター等との連絡調整やその他便宜の提供等を行うこと。

### 9 事業報告

毎月の事業実績について、翌月10日（祝日・休日の場合は翌日。なお、3月にあつては3月末とする。）までに「盛岡市通所型短期集中予防サービス（リエイブルメントプログラム）月毎報告書（様式第19号）」及び「盛岡市通所型短期集中予防サービス（リエイブルメントプログラム）利用者報告書（様式第20号）」により報告を行うこと。

### 10 提出書類

利用者がサービスの利用を終了した場合は、次に掲げる書類を作成し速やかに市及び利用者を担当する地域包括支援センターに提出すること。

ただし、サービスの提供期間中に利用を中止した場合はこの限りでない。

- (1) 盛岡市通所型短期集中予防サービス（リエイブルメントプログラム）実施計画書（様式第12号）
- (2) 盛岡市通所型短期集中予防サービス（リエイブルメントプログラム）ケース記録（様式第14号）
- (3) 盛岡市通所型短期集中予防サービス（リエイブルメントプログラム）評価報告書（様式第15号）

※ 盛岡市通所型短期集中予防サービス（リエイブルメントプログラム）セルフマネジメントシート（様式第13号）については、必ずしも市及び利用者を担当する地域包括支援センターに提出する必要はないが、利用者が記入した内容についてはサービスの提供期間中、利用者を担当する地域包括支援センターに適宜情報共有を行うこと。

## 11 委託料の支払方法

- (1) 委託料は単価契約とし、単価は別紙「単価表」のとおりとする。
- (2) 委託料に支払いは月毎とし、金額は1人1回当たりのサービス単価に月毎の延べ利用者数を乗じて得た金額とする。

## 12 安全管理

事業の実施にあたっては、利用者の安全管理に万全を期するとともに、次の内容に十分留意すること。

### (1) 利用者の体調管理等

利用者の体調等に十分配慮し実施すること。

### (2) 利用者の個人情報の保護

利用者の個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」の内容を遵守すること。

また、「個人情報の取扱いに関する安全管理措置報告書」を作成し、事業開始前に市へ提出すること。

### (3) 安全管理マニュアルの整備

事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し従事者に周知するとともに、整備したマニュアルを事業開始前に市へ提出すること。

### (4) 緊急時の対応

利用者に十分目が行き届くよう適正な人員配置をし、利用者の体調不良や事故等の緊急時に対応できるようにすること。

### (5) 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者を担当する地域包括支援センターに連絡を行うとともに必要な措置を講じること。

### (6) 緊急時及び事故発生時の記録

受注者は前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録すること。

(7) その他

受注者は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

なお、事故発生時に係る傷害保険等に係る経費等は受注者の負担とし、損害賠償に対応するため、受注者の負担において必要な保険に加入すること。

**13 秘密の保持等**

本事業に係るサービスの従事者等であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。

**14 その他**

(1) 本仕様書、契約約定及び要綱等に定めのない事項については、別途指示又は市と協議の上決定するものとする。

(2) 市は、必要と認めた場合、受注者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(3) 関連事業への協力

可能な範囲で、本事業の拡大に向けた普及活動及び調査研究等に協力すること。